都市計画道路見直し方針 参考図書

須坂都市計画道路の変更(概要)

(長野県決定)

【起点又は終点の変更、車線数の決定】 〇3・5・3号 駅前線

【起点又は終点の変更】 03・4・4号 山田線

(須坂市決定)

【起点又は終点の変更、車線数の決定】 ○3・5・2号 飯山線

【起点又は終点の変更】

○3・5・6号 八町線

○須坂都市計画道路 …19路線、延長48.14km ※令和4年度末 (改良済み延長 約23.69km、整備率49%)

須坂都市計画道路は、経済の成長や人口の増加、交通量の増加、市 街地の拡大などの社会・経済状況を背景に計画決定されてきたが、近 年、人口減少、経済成長の鈍化等、社会情勢が大きく変化している。

このため、「都市計画道路見直し指針(2006年 長野県)」や「都市 計画道路の見直しの手引き(2017年 国土交通省)」に基づき、必要性 の検証を行いながら見直しに取り組んできた。

さらに、市街地の一部地区において伝統的建造物群保存地区(都市計画決定)及び重要伝統的建造物群保存地区(国選定)指定に向けた取り組みを行っており、都市計画道路との整合を図る必要が生じ、都市計画道路の再検討を行った。

○見直し手法

- ①現状把握(都市特性、交通特性など)
- ②見直し方針の設定と見直し検討路線(区間)の選定
- ③道路機能の評価(交通機能、代替の可能性など)
- ④評価結果の検証(道路網構成、需給バランスなど)
- ⑤都市計画見直し案策定(存続・変更・廃止など)

○見直しの経緯

平成17年度 須坂市幹線道路整備プログラムの策定

平成19年度 須坂市都市計画道路網検討委員会による検討

平成22年度 見直し案の公表、パブリックコメントの実施、

地域別説明会の開催

平成27年度 須坂市都市計画審議会・長野県都市計画審議会の開催

令和元~3年度 第2回都市計画道路見直し検討

令和4年度 地元説明会(計3回開催)

